

# しおかぜ

No.343 2021 3月号

shonan いまこの人

- 第1回 株湘風舎 代表取締役 泉 信子さん.....2
- 藤沢税務署からのお知らせ.....3
- 令和3年度上期分口座振替のお知らせ.....3
- 「従業員が陽性」そのときどうする?.....4~5
- 第115回 税金よもやま話
- 「新型コロナウイルス関連の会計税務」.....6
- 第40回「知って得する？」社労士の独り言
- 「再度の緊急事態宣言！政府の支援策について」...7
- 令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります！.....8~9
- 医療百話
- 「からだにやさしい腹腔鏡手術について」.....10
- おじゃましました！会員訪問
- Vol.036 NPO法人 幼児武道教育振興会さん...11



公益社団法人 藤沢法人会

六会駅前公園



— 第 1 回 —

人物紹介

湘南で半世紀続く出版社 株式会社湘風舎

代表取締役 **泉 信子さん**

湘南エリアの「いま」を届ける情報タウン誌「湘南百撰」代表

藤沢の出版社「湘風舎」の代表を務める泉信子さん。2021年10月で満97歳を迎えます。藤沢、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、箱根など湘南エリアのイベントや自然や歴史、エッセイなどを紹介する情報タウン誌「湘南百撰」を発行し、今も現役で企画からレイアウトまで携わり、読者の手元に送り届けています。

「生まれは北海道でございます。ご縁があり、浜松で『小泉』という割烹旅館(北鎌倉の設計事務所叶家・田中 青滋氏設計)の商いをしておりました」。女将時代は、地元の常連客をはじめ、日本の政界・財界、名士の方々との出逢いがあったと話します。

藤沢に移り住むきっかけとなったのは、本鵠沼に別荘を構える自動車メーカー「本田技研工業(株)」創始者・本田宗一郎さんの一言でした。「もう料亭の時代ではない。これから大きく発展する藤沢に店を出すといい」。そう勧められ、藤沢の街をリサーチ後、さいか屋でサンドイッチ店「飛行船」、やきとり釜飯の店「鳥っこ」など飲食店を複数出店し、大繁盛しました。

「湘南百撰」創刊の経緯を伺うと、「息子(泉 秀樹氏)の恩師である遠藤周作先生より“もっと本を読みなさい。とにかく本を読まないでだめですよ”とご教示頂いたのです。もともと本好きでしたし、銀座の情報タウン誌「銀座百点」への憧れも強く、いつかこのような本を作りたいと夢を抱いておりました」。

夢を叶えたのは1972年、藤沢の情報タウン誌「藤沢風物」を発行し、創刊号に里見弴先生、その後も井上靖先生、佐藤愛子先生から原稿が寄せられ、文化的要素の濃い冊子として存在感を発揮しました。

「創刊号を手にした時はうれしくて身震いするほどでした」と泉さん。後に「湘南物語」(1996年～)、「湘南百撰」(2009年～)と変遷を経て今に至ります。

タウン誌に関わって半世紀。「それもこれも湘南という土壌と皆々様の懐の深さ、そして一緒に制作に関わってくださる方々のおかげと感謝しております。これからも元気の限り、続けてまいりますので、よろしくお願い申し上げます」



座右の銘は  
“お人は宝”  
皆様を「師」と  
仰いでいます



▲浜松出身の「すきやばし次郎」の小野二郎さんとは旧知の仲。久しぶりの再会に感極まって……。

▶泉さんは、藤沢市内の医療関係者らで構成される「歩みの会」(坂本則敏会長)の名誉顧問。車椅子や義援金の寄付活動を行う。(写真は2016年5月)



「藤沢風物」「湘南物語」の創刊号。藤沢市総合市民図書館で閲覧できます。

**株式会社 湘風舎**

神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷1-10-6

TEL : 0466-26-9991 FAX : 0466-26-9992

## 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が 令和3年4月15日(木)まで延長されました。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間(令和3年2月16日～3月15日)と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税(及び復興特別所得税)、贈与税及び個人事業者の消費税(及び地方消費税)の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日(木)まで延長になりました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長されました。

### ●申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年 3月 15日 (月)	令和3年 4月 15日 (木)
個人事業者の消費税	令和3年 3月 31日 (水)	
贈与税	令和3年 3月 15日 (月)	

### ●振替日

税 目	当 初	延 長 後
申告所得税	令和3年 4月 19日 (月)	令和3年 5月 31日 (月)
個人事業者の消費税	令和3年 4月 23日 (金)	令和3年 5月 24日 (月)

確定申告会場については、レイアウト・運営方法を昨年とは大幅に見直しており、換気・消毒・距離確保といった感染症対策や時間指定の入場整理券の導入等により三密回避を徹底することで、安心してご相談いただける環境整備を進めております。

なお、令和3年3月16日(火)以降は、相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

また、申告や相談に当たっては、ご自宅からもe-Taxや電話相談・チャットボットをご利用いただけますので、感染症対策の観点からもぜひご利用ください。

## 令和3年度上期分 法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員(同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

### □口座振替契約の皆さまへ

令和3年度上期(令和3年4月1日～令和3年9月30日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

また、平成28年度上期より郵送によるお知らせは省略し、本誌のご案内とさせていただきます。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。

※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和3年5月17日

### □口座振替契約をされていない皆さまへ

6月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444



神奈川県

# 「従業員が陽性」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

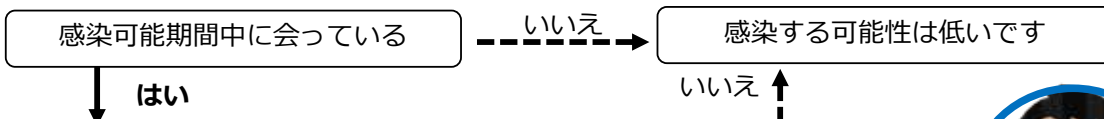
## 職場で陽性者が発生、感染の可能性はある？

### 感染可能期間

- 感染者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前は 令和 年 月 日
- 感染者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前は 令和 年 月 日

### 自分が感染者と最後に会った日を確認

- 感染者と最後に会った日は 令和 年 月 日



感染可能期間中に以下の接触をしたか確認しましょう。  
ひとつでも当てはまると「**感染の可能性**」があります。

- お互いにマスクなしで、手が触れる距離で15分以上会話した
- 感染者がマスクを着用せず、手が触れる距離で15分以上会話した

例) 食事やおやつを会話しながら一緒に食べた、マスクを正しく着用していない 等



はい



## その従業員は感染の可能性がります

感染者と最後に会った日から14日間は、健康観察を行うよう指示してください。  
検査を受けて陰性であったとしても、14日間の健康観察や外出自粛をお願いします。

- ✓ 1日2回、体温を測り健康状態を確認
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓ 他の人との接触をしないようにすること

### 症状がある方はすぐに受診をしてください

- ① かかりつけ医・お近くの医療機関
- ② 発熱等予約センター (0570-048914)
- ③ 県の専用ダイヤル (0570-056774)  
お住いの自治体のコールセンター

### 症状のない方が検査を希望する場合にはご相談ください

- ① かかりつけ医・お近くの医療機関
- ② 県の専用ダイヤル (0570-056774)  
お住いの自治体のコールセンター

### 受診の際の注意事項

- 医療機関に受診の連絡を入れる際に「**陽性者と接触があった**」ことを伝えてください。
- 事前に医療機関へ受診（検査）が可能か確認してください。
- 受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。



神奈川県

# 「従業員が陽性」その時どうする？

## ～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。

このリーフレットは、従業員に感染者が発生したときに、事業者が行うことについてまとめたものです。

ご一読いただき、いつ発生するかわからない事態に予め備えていただければ幸いです。

Q1 「従業員から、新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、感染者に確認してください。

- ◆ 感染者に確認する事項
  - ✓ 検査日
  - ✓ 診断日
  - ✓ 発病（症状が出た）した日
  - ✓ 発病した2日前からの勤務状況を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ 感染者の机などの身の回りや、多くの人に触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する。  
参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)
- ◆ 感染の可能性がある従業員等を確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性の診断を受けた人と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は、「**対面で話す**」場合で距離は「**1メートル以内**」時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染リスクがより高かったと考えましょう。
- ◆ マスクを外して過ごす同居者（家族）は濃厚接触者に当てはまる人が多いです。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 感染者にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

感染者や感染の可能性がある従業員が多数出ると、業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざる得なくなる場合が考えられます。このような事態にならないために、日ごろからの対策が重要です。以下の注意点を参考にしてください。

1. 換気の徹底
2. 手洗い（手指消毒）
3. マスクは正しく常に着用
4. オンライン会議やテレビ会議の推奨
5. 体調不良時は休める体制整備
6. 休憩（昼食時等）の工夫を
7. 1日1回、不特定多数が触る部分の消毒



問合せ先：健康医療局医療危機対策本部室 045-210-1111（内線4791）  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/kansenutagai.html>



## 新型コロナウイルス関連の会計税務

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しが見えず日本経済が深刻な打撃を受けている中で、新型コロナウイルス感染症の拡大後、初めての決算を迎える法人も多くいらっしゃると思います。今回は、新型コロナウイルスに関連するトピックについて税務上の取り扱いをいくつかご紹介いたします。

## 1 テレワーク（在宅勤務等）に係る費用負担等

テレワークの実施により、従業員が負担することとなる自宅のインターネット通信料や電気代などを補助するために「在宅手当」などの名目で手当を支給する企業もあるようですが、実費精算ではない手当の支給は、原則として給与課税の対象となります。

一方で、従業員が負担した業務使用部分の費用について、実費相当額を会社が精算している場合は、給与課税の対象となりません。

従業員が負担する費用をどのように補助するか、工夫することで課税関係が変わる可能性があるため、テレワーク導入の際には検討頂くとよいかもかもしれません。

給与課税の対象外となる費用負担の例としては以下のような内容があります。

（※）国税庁が1月15日に「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（源泉所得税関係）」を公表していますので、詳細はそちらをご参照ください。

- (1) 従業員による業務のために使用する事務用品等（従業員貸与用）の購入代  
(2) 電気料金（基本料金や電気使用料）のうち、次の算式で算定した業務使用部分の金額

$$\begin{array}{l} \text{業務のために使用し} \\ \text{た基本料金や電気使} \\ \text{用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担した} \\ \text{1か月の基本料金} \\ \text{や電気使用料} \end{array} \times \frac{\text{業務のために使用} \\ \text{した部屋の床面積}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{\text{その従業員の1か} \\ \text{月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

- (3) インターネット通信料（基本使用料やデータ通信料等）および電話料金（基本使用料）のうち、次の算式で算定した業務使用部分の金額

$$\begin{array}{l} \text{業務のために使用し} \\ \text{た基本料金や電気使} \\ \text{用料} \end{array} = \begin{array}{l} \text{従業員が負担した} \\ \text{1か月の基本料金} \\ \text{や電気使用料} \end{array} \times \frac{\text{その従業員の1か月の在宅勤務日数}}{\text{該当月の日数}} \times \frac{1}{2}$$

※電話料金のうち通話料については、通話明細書などにより確認できる、業務のための通話料金（ただし、頻繁に通話を行う業務に従事する従業員については上記算式の使用も認められる）

- (4) 勤務時間内に自宅近くのレンタルオフィス等を利用して勤務を行った場合で、次の2点を満たすもの  
・従業員が在宅勤務に通常必要な費用としてレンタルオフィス代等を立替払い  
・業務のために使用したものとして領収書等を企業に提出し、代金が精算されている

## 2 給付金等の収益計上時期

新型コロナウイルスに関連した給付金等の支給を受けた法人は多くいらっしゃるかと思います。給付金等の種類によって、収益計上の時期が異なる場合があるため、会計・税務の観点からは注意が必要です。以下では代表例として持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金の収益計上時期をまとめました。

- (1) 持続化給付金、家賃支援給付金

給付通知書等に記載されている給付決定日の属する事業年度に収益計上する。

- (2) 雇用調整助成金

休業の実施前の「休業等計画届」提出を必要とする通常の手続きを経て支給を受けた場合は、休業を実施した事業年度に収益計上します。なお、休業実施事業年度中に助成金の支給額が確定していなくても、支給額を見積もり収益計上する必要がある点に注意が必要です。

一方で「休業等計画届」の提出が不要とされた、コロナ禍の特例措置の手続きを経て支給を受けた場合は、支給の決定を受けた事業年度に収益計上すればよいと考えられます。

## 3 Go To トラベル

11月6日以降はビジネス出張でのGo To トラベル利用が制限されましたが、それ以前に会社の出張のためGo To トラベル対象の旅行商品を購入していた場合について、2つの立替経費精算パターンの仕訳例を用いてご説明します。

例) 11,000円（税込）でGo To トラベル対象の旅行商品を購入した。旅行代金の35%相当である3,850円が国から補助され、出張者は残りの7,150円を旅行業者に支払っている。

## (a) 出張者と11,000円を精算する場合

旅費交通費 10,000 / 現金 11,000  
仮払消費税 1,000

## (b) 出張者と7,150円を精算する場合

旅費交通費 10,000 / 現金 7,150  
仮払消費税 1,000 / 雑収入 3,850

上記(a)の場合、補助金相当額が出張者の懐に入るものの、その金額が通常必要であると認められる出張旅費の範囲内（社内で設けている出張旅費規程に記載されている金額に照らして検討する必要あり）であれば、給与課税の対象とならないものと考えられます。

なお、上記(b)の場合は補助金相当額を雑収入（消費税は不課税）として計上します。

末筆ながら、医療機関や行政機関の方々をはじめとする感染拡大防止にご尽力頂いている皆様に深く感謝申し上げます。また、一日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

# 「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
特定社会保険労務士 石川 貢

## 再度の緊急事態宣言！ 政府の支援策について



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う再度の緊急事態宣言が発出中です。政府の緊急事態宣言を踏まえた支援策の概要を見ていきます。紙面の関係で末尾記載の資料を使用した説明となります。末尾記載の参考となるホームページ「1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」は経済支援策を、「2. 生活を支えるための支援のご案内」は国民生活全体の支援策を、まとめて解説していますのでご参照ください。

### 緊急事態宣言を踏まえた支援策の概要

#### 1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

##### \* 地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

緊急事態宣言区域：1日最大6万円、月額換算最大180万円（時短要請に応じた場合）

その他の区域：1日最大4万円、月額換算最大120万円（時短要請に応じた場合）

##### \* 雇用調整助成金の特例措置

宣言区域において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した大企業の飲食店、映画館等について、解雇等を行っていない場合は10/10を助成。

#### 2. 雇用の維持＜全国＞

##### \* 雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

・現行の特例措置を緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長

・休業支援金は、大企業に雇用される労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）で、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方も対象。対象休業期間：令和3年1月8日以降。受付開始時期は2月中下旬頃を予定。

・雇用調整助成金は、地域・業種問わず、最近3か月の売上等が、月平均で前年又は前々年同期と比べ、30%以上減少の場合は大企業も最大10/10を助成。

※上記1、2に該当の大企業と中小企業は1月8日以降の解雇等の有無により助成率を判断するよう雇用維持要件を緩和

#### 3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

##### \* 新たな一時金の支給

対象地域の①時短営業を行う飲食店と取引、②不要不急の外出・移動の自粛により影響

本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年又は前々年同期と比べ、50%以上減の中堅・中小法人60万円、個人事業主30万円を上限とする一時金の支給

##### \* イベント関連事業者向け支援

対象地域で予定されていたイベント等を自粛した場合、会場費等のキャンセル費用、チケット払い戻し手数料、自粛により中止・延期になったイベントに関連する内容の動画作成・配信費用を支援（上限2500万円）（J-LODlive補助金）

#### 4. 中小・小規模事業者向けの資金繰り支援＜全国＞

##### \* 実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化（公庫等）

実質無利子等となる上限額を引き上げ

・公庫（国民）・民間（信用保証）：4千万円→6千万円

・公庫（中小）・商工中金：2億円→3億円

#### 5. 産業雇用安定助成金（創設）

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する（詳しくは下記3. 産業雇用安定助成金をご参照ください）

出典：内閣官房のホームページより（一部筆者が削除、修正加筆しています。）

#### 【参考となるホームページ】

1. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 | 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

<https://corona.go.jp/emergency/>

2. 生活を支えるための支援のご案内（令和3年1月29日更新（2月3日一部更新））

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000622924.pdf>

3. 産業雇用安定助成金（令和3年2月5日創設）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html)

# 令和3年4月1日より、税込価格の表示（**総額表示**）が必要になります！

- 事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。
- 店頭の時価・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

## ◇ 総額表示に《該当する》価格表示の例

※ 税込価格10,780円(税率10%)の商品の例

10,780円

10,780円(税込)

10,780円(うち税980円)

10,780円(税抜価格9,800円)

10,780円(税抜価格9,800円、税980円)

9,800円(税込10,780円)

税込価格が明瞭に表示されていれば、**消費税額や税抜価格**を併せて表示することも可能です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、

- 支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、
- 価格の比較も容易にできるよう、

総額表示義務は、平成16年4月より実施されているものです。

## ■ 総額表示に《該当しない》価格表示の例

9,800円(税抜)

9,800円(本体価格)

9,800円+税

※ 平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和3年3月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和3年4月1日以後は、総額表示が必要になります。



## よくあるご質問 (FAQ)

Q1 税込価格に加えて税抜価格を表示することは認められるのですか。

A 「総額表示義務」は、税込価格の表示を義務付けるものであり、税込価格に加えて税抜価格も表示することが可能です。ただし、この場合、税込価格が明瞭に表示されている必要があります。明瞭に表示されているかどうかの考え方については、「総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方」(平成25年9月10日 消費者庁)をご覧ください。



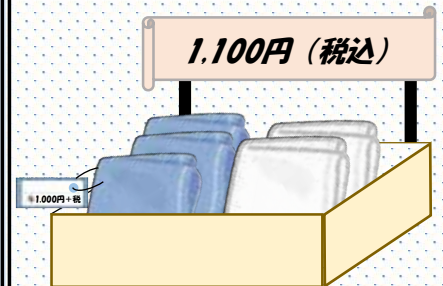
Q2 「総額表示」への移行に伴い、レジシステムを変更する必要はあるのですか。

A 「総額表示義務」は、値札や広告などにおいて「消費税相当額を含む支払総額」の表示を義務付けるものであってレジシステムの変更を義務付けるものではありません。

Q3 商品本体のパッケージや下札などに税抜価格が表示されていますが、こうした表示についても全て税込価格に変更する必要がありますか。

A 総額表示の義務付けは、消費者が商品やサービスを購入する際に、「消費税相当額を含む価格」を一目で分かるようにするためのものです。したがって、個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、棚札やPOPなどによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていけば、総額表示義務との関係では問題ありません。

なお、インターネットやカタログなどを用いた通信販売に関しては、ウェブ上、カタログ上において税込価格が表示されていけば、送付される商品自体に税抜価格のみが表示されていたとしても、総額表示義務との関係では問題ありません。



Q4 「希望小売価格」も総額表示にする必要がありますか。

A 製造業者等が商品カタログや商品パッケージなどに表示している、いわゆる「希望小売価格」は、小売店が消費者に対して行う価格表示ではありませんので、「総額表示義務」の対象にはなりません。ただし、小売店において、製造業者等が表示した「希望小売価格」を自店の小売価格として販売している場合には、その価格が総額表示義務の対象となりますので、「希望小売価格」が「税抜価格」で表示されているときは、小売店において、「税込価格」を棚札などに表示する必要が生じます。



※ 総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL [https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/d03.htm](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm)





# おじゃましました♪

会員訪問

vol.036 藤沢市で保育所を運営する「NPO法人 幼児武道教育振興会」さん



▲アットホームな保育環境でさまざまなイベントを開催。写真は「クッキング」の風景。



▲日本最古の歴史読み物「古事記」を島田さん自ら脚本化し、プロの紙芝居師が上演します。



▲「なんでも知りたがり屋の幼児期に、大切なメッセージを伝えたい」と島田さん。

## 保育を通して誰もがイキイキと輝ける場所を提供し続けたい!

「子どもたちにリアルな体験を!!」。開口いちばん、そう話すのは、「NPO法人幼児武道教育振興会」の代表理事、島田博之さん。現在「ちびっこ保育園」という名称で、「湘南台駅前園」(認定保育園)、「湘南台駅前園分室」(認可外保育施設)、「ステラコート園」と「藤沢園」(企業主導型)の保育所運営に携わっています。

協会の設立は2013年。当時、会社員だった島田さんは、自身のお子さんの将来を考えた時、日本の教育のあり方に不安を感じたと話します。「日本人でありながら、日本の正しい歴史について語れない人が多いことや日本の古き良き文化が薄れつつあることに疑念と危機感を覚えました。ますますグローバルな時代、日本人が海外で活躍するとき、誇りを持って母国を説明でき

る、そんな子どもたちを育てたい!と強く思い、保育事業をスタートさせました」。

保育理念は「感謝と思いやりの心を育むこと」。日本と世界の伝統的な行事や季節のイベント、武道教育の一環となるカリキュラムを取り入れながら子どもたちの成長を見守っています。少林寺拳法の指導者でもある島田さんの稽古を通して、挨拶や礼儀作法、護身術も身につけています。

「自らの体験を通して本物を知り、自分の頭で考え、行動できる子どもに成長してほしい。そして、明るい日本の未来に繋がるように、これからも子どもたちや先生、保護者の皆さんがイキイキと輝ける場所を提供し続けたいと思います!」



保育という仕事を通して、皆様や社会に貢献してまいります!



園児の「ぞうきん掛け」は、武道教室での一場面(毎月のカリキュラム)



「ちびっこ保育園・藤沢園」(藤沢市朝日町)は、企業主導型(企業が保育を実施し内閣府が助成する制度)

### NPO法人 幼児武道教育振興会

神奈川県藤沢市湘南台2丁目14番地の3  
 パシフィック湘南102号  
 TEL:0466-45-0367  
 メール:shimada@chibikko.org  
 HP:https://www.chibikko.org/

## 第6回 デジタル配信 建設フォーラム

# 東日本大震災を風化させない

東日本大震災の発生から今年で10年  
震災の記憶を後世に残し、いつ起きるかわからない自然災害に備えるために



ご視聴はこちらから

※震災遺構 (津波で被災した南三陸町の防災対策庁舎)

フォーラムの内容

- 講演 **東日本大震災 当時の記憶と復興の歩み**  
「南三陸語り部ガイド」菅原清香さん
- 特別映像 **藤沢市建設業協会が見続けた復興までの10年間**

主催：一般社団法人藤沢市建設業協会

日時：令和3年3月11日(木)より配信開始 ご視聴は無料です

デジタル配信にて開催致します。藤沢市建設業協会のホームページもしくは上記QRコードからご覧頂けます。

お問い合わせ先：(一社)藤沢市建設業協会 TEL:0466-27-3341 FAX:0466-25-4664 mail:info@fujisawakenkyo.com

